

各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱

（平成5年1月13日決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、歩行困難等の理由により日常生活に著しい制限を受ける重度心身障害者（児）が社会活動の範囲を広げるためタクシー又は自家用車を利用する場合に、それぞれ運賃又は燃料費の一部を助成することによって、重度心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（助成事業）

第2条 市長は、この要綱の目的を達成するため、次に掲げる助成事業を実施する。
この場合において、同一人に対して重複して助成は行わない。

（1）福祉タクシー利用助成事業

重度心身障害者（児）が社会活動の範囲を広げるためタクシーを利用する場合に、タクシー乗車1回につき「距離制運賃」の中型初乗り運賃相当額を助成し、迎えを必要とするときは、「迎車回送料金」の相当額を加算した額を助成する。
ただし、助成の対象となる乗車回数は、1年につき36回以内とする。

（2）福祉給油助成事業

重度心身障害者（児）が社会活動の範囲を広げるため自家用車（自己所有又は同一世帯者の所有の自動車をいう。）を利用する場合に、その運行に伴う燃料費のうち、1ヵ月につき2,000円を限度として助成する。

（助成の対象者）

第3条 この要綱による助成事業の対象となる重度心身障害者（児）（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、次の各号の一に該当する在宅の心身障害者（児）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「手当法」という。）第17条第2号若しくは第26条の2第1号に掲げる施設に入所している者で市長が特に認めたものとする。

- （1）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級の身体障害者手帳所持者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号に定める障害の程度がA1若しくはAの療育手帳所持者
- （2）身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める下肢、上肢又は体幹機能障害で2級の身体障害者手帳所持者
- （3）身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める下肢・上肢・体幹機能障害を主

たる障害として他の障害と合算して2級の身体障害者手帳所持者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年5月23日政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳所持者

2 助成対象者は、福祉タクシー利用助成事業又は福祉給油助成事業のいずれかを選択して助成を受けるものとする。

(協力機関)

第4条 市長は、次に掲げるものの協力により助成事業を実施する。

(1) 福祉タクシー利用助成事業

各務原市内若しくは隣接市町村に営業所を有し、かつ、福祉タクシー事業の趣旨に賛同する法人又は個人タクシー(以下「タクシー利用助成協力機関」という。)

(2) 福祉給油助成事業

各務原市石油販売組合(以下「給油助成協力機関」という。)

(助成の申請)

第5条 第2条の助成事業による助成を受けようとする重度心身障害者(児)又はその者の扶養義務者は、各務原市重度心身障害者(児)社会活動促進事業助成申請書(様式第1号)により、毎年度市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ助成対象者であると認めたものに対し、福祉タクシー乗車券(以下「乗車券」という。)又は福祉給油票(以下「給油票」という。)を交付する。

(利用方法)

第6条 前条の規定により認定を受け乗車券の交付を受けた者(以下「福祉タクシー利用者」という。)がタクシー利用助成協力機関のタクシーを利用したときは、1利用ごとに身体障害者手帳若しくは療育手帳を提示するとともに、乗車券を提出し、タクシー料金のうちから助成額を控除した額を乗務員に支払うものとする。

2 前条の規定により認定を受け給油票の交付を受けた者(以下「福祉給油票利用者」という。)が給油助成協力機関の給油所で給油しようとするときは、給油票を給油助成協力機関の給油所に提出し、給油を受けるものとする。

(助成額の請求及び支払)

第7条 タクシー利用助成協力機関及び給油助成協力機関は、毎月受け取った乗車券又は給油票を取りまとめ翌月の20日までに市長に助成相当額を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった日から起算して30日以内に請求金額をタクシー利用助成協力機関及び給油助成協力機関に支払うものとする。

(資格の喪失及び届出)

第8条 福祉タクシー利用者又は福祉給油票利用者が次の各号の一に該当するときは、各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業助成資格喪失届（様式第2号）に乗車券又は給油票を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条第1項又は第2項の規定による助成の対象者でなくなったとき。

(不正使用の禁止)

第9条 乗車券又は給油票は、有効期限後に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

(助成額の返還)

第10条 市長は、福祉タクシー利用者又は給油票利用者が偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、その者から助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 各務原市在宅重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料金助成要綱（昭和57年3月1日決裁）及び各務原市在宅重度心身障害者（児）自動車福祉給油票助成要綱（平成元年4月1日決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に廃止前の各務原市在宅重度心身障害者（児）福祉タクシー利用料金助成要綱及び各務原市在宅重度心身障害者（児）自動車福祉給油票助成要綱の規定により交付された各務原市福祉タクシー乗車券及び各務原市福祉給油票については、なお従前の例による。

4 川島町の編入の日の前日までに、川島町重度心身障害者（児）タクシー助成要綱（平成15年川島町告示第35号。以下「川島町要綱」という。）の規定により福祉タクシー乗車券の交付を受けた者に係る助成対象及び利用方法については、平成16年度分に限り、川島町要綱の例による。

附 則（平成6年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係

るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月27日決裁）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月28日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係るものから適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業助成申請書

年 月 日

（あて先） 各務原市長

下記のとおり、各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱第5条の規定により福祉タクシー乗車券・福祉給油票の交付を申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		電話番号	
対象者	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
	氏 名			

*資格要件（□にレ印をし、必要事項を記入してください。）

1. 身体障害者手帳 第 号
- 1 級
- 2 級
- 上肢、下肢又は体幹機能障害
- 上肢・下肢・体幹機能障害を主とした障害で合算
障害の状況〔視覚・聴覚・心臓・じん臓・その他 〕
2. 療育手帳 第 号
- A
- A1
3. 精神障害者保健福祉手帳（1級） 第 号

・福祉給油助成事業による助成を受けようとする場合

運 転 者	本人 ・ 同一世帯員 （氏名： 続柄： ）
免許証番号	第 号
車 両 番 号	
所 有 名 義	本人 ・ 同一世帯員 （氏名： 続柄： ）
使 用 目 的	通院・通勤・通学・その他（ ）

*上記の事項に変更が生じた場合は速やかに届け出てください。

※交付の記録

タクシー乗車券	第 号	受領印 印	給油票	第 号	受領印 印
---------	-----	----------	-----	-----	----------

年 月 日

（あて先）各務原市長

届出者 住所

氏名

各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業助成資格喪失届

下記のとおり、各務原市重度心身障害者（児）社会活動促進事業要綱第8条の規定により助成資格が喪失したのでお届けします。

記

1. 利用者 氏名 _____

2. 喪失年月日 _____ 年 月 日

3. 喪失理由 ①死亡

②要綱第3条第1項又は第2項の規定による助成対象者でなくなった

※添付書類

各務原市福祉タクシー乗車券・各務原市福祉給油票